

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3条の規定により報告し、承認を求める。

平成28年9月1日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年7月26日

大磯町長 中 崎 久 雄

（理由）

被害者に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償額 523,665円
- 2 賠償の相手方 住所 小田原市国府津2丁目12番11号
氏名 国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所
小田原出張所長 小助川 裕樹
- 3 事故の概要 平成28年4月4日に職員が運転する公用車が国道1号の歩道に設置されている横断防止柵へ衝突し、柵等を破損させた。